

2025年

風 光 れ

人権のたより

通算第80号 6月4日発行

三重県立津東高等学校

田んぼの稲も青々と育ち、もうすぐ一年で一番昼間の長い日「夏至」がやってきます。これから夏も本格化していきます。熱中症に注意しましょう。

### ○男女共同参画週間 (6月23日～29日)



令和7年のキャッチフレーズは

「誰でも、どこでも、自分らしく」

平成11年6月23日、男女共同参画社会基本法が公布、施行されました。そしてその目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるため、平成13年度から毎年6月23日～29日の1週間が「男女共同参画週間」として設けられ、男女共同参画社会の形成の促進を図る各種行事等が全国的に実施されています。

さて、この男女共同参画基本法の第一章 総則 第三条、男女の人権の尊重ではこのような事が書かれています。「男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の

人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。」

私たちのまわりの男女のパートナーシップについて、この機会に考えてみませんか？

### ○ 6月28日 松本サリン事件 ～～思い込みと決めつけによる人権侵害～～

1994年6月28日。長野県松本市でテロ組織「オウム真理教」によって神経ガスサリンが散布され7人が死亡、約600人が負傷しました。後に「松本サリン事件」と呼ばれることとなった世界初の化学兵器による無差別テロは、同時に犯罪に巻き込まれた人の人権についても深く考えさせられる事件ともなっています。当時、まだ被疑者不明で警察の捜査中であるにも関わらず、被害者かつ第一通報者であったK氏に対して、あたかも犯人であるかのような加熱した報道がなされました。また警察の取り調べや裁判所の対応も杜撰で、被疑者不明とは言いつつも半ば彼を犯人と決めつけたような状況であったといえます。(簡易裁判所の判事は、本来は搜索令状を「過失罪」で請求するところを、通常あり得ない手違いにより「殺人未遂罪」として発行、警察はK氏が救急隊員に「除草剤をつくろうとして失敗した」と証言したという虚偽情報をマスコミにリークしたなど) この思い込みにより、事件直後の「不審なトラック」の目撃情報など、真犯人に迫る重要な情報が黙殺されてしまいました。

後にK氏はマスコミの取材に「事件を起こしたオウム真理教、世間からのバッシングを招いた間違った報道、そして犯人扱いした警察。私からみればこの三者は同罪です」と答えています。みなさんはK氏のこの言葉をどのように受け止められるでしょうか。

そして、現在もこのような「思い込み」、「決めつけ」によって判断・行動する人はいないでしょうか。そのような事に気付き、注意し、考えることが重要です。